

淀川環境委員会 規約

(名 称)

第 1 条 この委員会は、淀川環境委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、淀川河川事務所の管理する区間において、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理者の諮問に応じて、多自然川づくりの実践に関して、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(組 織)

第 3 条 委員会は、学識経験者及び各分野の有識者等により構成する。

2. 委員会は、委員以外の者に参加を求めることができる。
3. 委員会には、専門的かつ詳細な調査又は討議を行う方法によることが適当な場合には、必要に応じて部会を置くことができる。
4. 委員会には、治水・防災対策事業、高潮対策事業又は地震・津波対策事業等の実施において、個別に討議等を行う方法によることが適当な場合には、必要に応じてワーキンググループ（以下「WG」という）を置くことができる。
5. 委員会には、淀川河川事務所の管理する区間における工事に対して、環境対策や環境保全が必要と考えられる案件の抽出を行う場合には、淀川河川事務所管内工事実施スクリーニング会議を置くことができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。なお、再任は妨げないが、在任期間は通算して 25 年を上限とする。ただし、会長については、30 年を上限とする。

2. 委嘱は原則満 65 歳までとする。ただし、会長については、満 70 歳までとする。

(役 員)

第 5 条 委員会は、会長 1 名を置く。

2. 会長は、委員の互選により定める。

(会 長)

第 6 条 会長は、委員会を代表し会務を統括する。

2. 会長に事故ある時は、会長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第 7 条 委員会の重要な事項の決定を行うため、委員会を開催する。

2. 委員会は、必要に応じて会長が招集する。
3. 委員会の議長は、会長がこれに当たる。
4. 委員会は、過半数以上の委員出席をもって成立する。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局を淀川河川事務所河川環境課に置く。

(その他)

第 9 条 この規定に定めるものの他委員会に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

(付 則)

1. 本規約は平成9年8月21日より施行する。
2. 本規約は平成15年6月5日より適用する。
3. 本規約は平成19年1月19日より適用する。
4. 本規約は平成22年7月7日より適用する。
5. 本規約は平成30年5月2日より適用する。
6. 本規約は令和5年8月21日より適用する。